

私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）

募集要項

栄区は、平成 28 年 11 月 3 日に誕生から 30 周年を迎えます。

区民の皆様と 30 周年を祝い、一緒に盛り上げ、喜びの輪を広げていくため、区民の皆様が主役となり、新たに企画・実施する事業を「私たちがつくる 30 周年事業（チャレンジ 30）」として募集します。ご提案いただいた事業は 30 周年を支える事業として、補助金を交付します。

【募集期間】平成 28 年 4 月 1 日（金）～ 5 月 31 日（火）

（【事業対象期間】平成 28 年 6 月 1 日 ～ 平成 29 年 2 月 28 日）

1 補助の対象となる事業

- （1）区制 30 周年を盛り上げるため、区民が主役となり新たに企画・実施する事業
- （2）平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月までに実施する事業
- （3）団体自らが企画・運営をし、実施する事業
- （4）本市（区）の他の制度による補助または助成等を受けていない事業

※ただし、下記のいずれかに該当する事業は、補助対象事業にはなりません。

- （ア）宗教団体、政治団体及び営利を目的とした団体が実施する事業
- （イ）その他、私たちがつくる 30 周年事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で不適切と認めた事業

2 補助金額

補助対象経費のうち 10 万円を上限として審査委員会で補助額を決定し、予算の範囲内で交付します。なお、千円未満の端数は切り捨てます。

3 補助対象経費

事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を補助します。

なお、事業実施にあたり、区役所の会議室等の貸し出しはできかねますので、会議室や会場の使用料については、必要経費として計上してください。

項目	主なもの
報償費	イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費等
旅費・交通費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費等
消耗品費	1 個あたり 3 万円未満の物品、文具、その他消耗品等
印刷費	チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等

通信費	切手、はがき等郵便料
借上料	会場使用料、バスの借上料、各種機材レンタル料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
手数料	振込手数料等
その他	審査委員会が特に必要と認める経費

4 補助対象外経費

次の事業に要する費用については、補助の対象となりません。

- (1) 構成員の人件費等、団体の運営に関する経費
- (2) 飲食代（講師等へのお茶代やスタッフへの飲食代等全て対象外）
- (3) 備品購入費（1個あたり3万円以上の物品）
- (4) 領収書等のない、使途不明な経費
- (5) その他、事業実施に直接必要と認められない経費

5 補助金の交付

事業報告書等の提出後、その内容を確認し、交付決定の内容等に適合すると認められたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付します。（原則全額後払い）

ただし、事業の遂行上特に必要があると認められたときは、審査委員会が定める時期に補助金の全部又は一部を交付するものとします。

6 事業の審査

応募のあった事業については、審査委員会による書類審査で審査します。

7 事業の実施報告・公表等

- (1) 事業終了後30日以内に、事業報告書、収支決算書及び支出した補助対象経費の領収書の写しを提出してください。
- (2) 事業の実施状況がわかる写真3枚をデータで提出してください。（メール又はCD-R）
- (3) 事業の成果や提出された写真については、使用权が栄区制30周年記念事業実行委員会及び栄区に発生するものとし、区の業務や記念誌等で使用します。

8 その他注意事項等

- (1) 補助対象事業について
事業実施にあたって、区役所の会議室等を活動場所として提供することはできません。
- (2) 補助金の決定額について
補助金の金額は、申請件数や内容によっては、申請額よりも減額される場合があります。

9 事業の流れ

《事業申請から補助金交付まで》

- ①申請書類の提出 → ②審査 → ③交付決定 → ④事業の実施 →
⑤事業報告書の提出 → ⑥補助金額の確定 → ⑦請求書の提出 →
⑧補助金交付 ※前金払いの場合は精算が必要になります。

10 提出書類

次の書類を募集期限（平成28年5月31日（火））までに提出してください。
※提出いただいた書類は返却いたしませんので、必ず写しを保管してください。

【提出書類】

- ①私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）提案書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④その他実行委員会が必要と認める書類

※申請書類等の様式については、栄区ホームページからダウンロードすることができるほか、栄区制30周年記念事業実行委員会事務局（栄区役所総務課）窓口でも配付しています。

11 提出先

提出については、郵送または窓口持参でお願いします。

＜郵送の場合＞

〒247-0005

横浜市栄区桂町303番地の19

栄区制30周年記念事業実行委員会事務局 栄区役所総務課 宛て

※封筒に「私たちがつくる30周年事業（チャレンジ30）申請書類 在中」とお書きください。

＜窓口持参の場合＞

栄区役所本館4階42番窓口

総務課予算調整係までご持参ください。

（受付時間：月～金（祝日除く） 9時～17時）

12 問合せ先（事務局）

事業の内容等、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

栄区制30周年記念事業実行委員会事務局 栄区役所総務課
TEL：894-8313
FAX：895-2260
E-mail：sa-somu@city.yokohama.jp